

遠隔臨場の試行要領

1 趣旨

本要領は、山口県土木建築部が発注する工事及び業務において、受注者及び発注者の業務効率化を目的として行う遠隔臨場の試行に必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 遠隔臨場

モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、立会、確認を行うこと

(2) モバイル端末等

現場状況等を撮影し、通信する機能を有する機器の総称

(ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット、情報共有システムによる Web カメラ等)

3 対象

山口県土木建築部が発注する全ての工事及び業務（工事に係る測量、地質・土質調査、設計業務、道路維持管理業務）を対象として、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとする。

4 実施方法

(1) 事前打合せ

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、仕様（使用する機種・アプリケーションまたはサービス）について、監督職員と打合せを行うものとする。

(2) 段階確認・立会・確認の実施

受注者は、モバイル端末等により、監督職員または現場技術員（以下「監督職員等」という。）に対して映像と音声の同時配信と双方向の通信を開始する。

監督職員等が必要な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。ただし、監督職員等が必要な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

(3) 記録と保存

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

遠隔臨場を現場技術員が実施する場合、現場技術員は実施状況を動画や画面キャプチャ等で記録し、監督職員の確認を受けることとする。

5 機器等の手配・仕様

受注者は、遠隔臨場の実施に必要なモバイル端末等の手配や通信環境等の準備を行うものとする。

また、利用するアプリケーションまたはサービス等の仕様については、監督職員等が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、監督職員等の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督職員の了解を得るものとする。

6 費用

受注者が行うモバイル端末等の手配や通信に要する費用は、別途計上しない。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として遠隔臨場を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。（令和2年4月24日付け令2技術管理第153号の1）

7 試行の検証

効果や課題を把握するため、受注者や監督職員等を対象としたアンケート調査等を実施する。

8 留意事項

（1）安全対策の徹底

遠隔臨場では、撮影者の意識が対象物や画面に集中し、足元等への注意が薄れる等、事故につながるおそれがある。

このため、受注者は遠隔臨場実施時の安全確保対策を徹底することとし、施工計画書にその内容を明記すること。

（2）プライバシー等への配慮

受注者は、被撮影者となる作業員に事前に了解を得ること、プライバシーを侵害する音声を配信しないこと、施工現場外や作業員以外の人物等ができる限り映り込まないこと等に留意すること。

9 その他

本要領は、遠隔臨場以外でのモバイル端末等の積極的な活用を妨げるものではない。

附則

本要領は、令和2年6月15日から施行する。

本要領は、令和3年10月1日から施行する。